
【特集】公契約をめぐる理念と実践——日本と英国の事例から

特集にあたって

惠羅 さとみ

本特集では公契約をめぐる理念と実践について、日本と英国を対象に考察する。永山論考でも指摘されている通り、公契約という用語は政府文書で通常用いられてきたものではなく「公共調達」「政府契約」「公共契約」などの言葉で表されることが多い。日本では、2000年代後半以降、自治体における公契約条例制定運動が進展しており、それを契機として公共調達をめぐる新たな分析や議論が蓄積されてきた。

公契約条例とは、公共調達に係る手続きを通じて、その自治体における何らかの政策を実現するために必要な事項を定める条例のことであり、日本では理念型条例と賃金保障型条例に分類されている。なかでも、賃金保障型条例は「賃金条項」——受注者等が公契約に係る業務に従事する労働者に対し、自治体独自に制定された賃金下限額以上の賃金を支払うことを求める規定——を含むものである。公契約条例制定をめぐる取り組みが進んでいる背景として、国内外において、新自由主義的なグローバル化の影響で市場競争原理によるしわ寄せが様々な福祉・労働問題につながっていることや、脆弱化する国の制度・政策に対して自治体からの取り組みが試みられていることなどが指摘されている。国内を見ても、「官製ワーキングプア」の拡大や看護・保育等の対人サービス分野の公定価格が低く抑えられていることなど、むしろ公的部門を含む格差の拡大が問題視されるようになっており、官民を超えた公正な雇用就業環境や地域社会経済の活性化といったテーマがますます問われるようになってきている。実際、公契約条例制定運動においては、2009年9月に千葉県野田市で制定されて以降、2025年2月現在までに、全国90自治体（賃金条項型33自治体、理念型57自治体）で公契約条例が制定されてきた。その一方で、条例制定後の運用をめぐる現場の実態との乖離などその実効性も問われるようになってきている。

本特集は、以上のような公契約をめぐる取り組みを取り上げ、より広い観点からその今日的な意義と課題を考察することを目指した。各論考においては、公共調達や行政サービスが変容する背景や政治・経済的動向、公契約をめぐる理念や実際、到達点と課題、また賃金条項のみならず様々な社会的価値を実現する広義の公契約など、理論面・実証面から多面的な検討を行っている。特集の構成は以下の通りである。

川村雅則「公契約条例の制定、公契約適正化の取り組みを広げるために——北海道での実践、調査・研究に基づく試論」は、なぜ公契約条例の制定が進まないのかという障壁に焦点を当て、札幌と旭川の事例を通じて、関係者の合意形成のあり方や自治体を変えていく取り組みについて詳細に検討し、実践的な課題提起を行っている。

永山利和「日本における公契約——公契約条例制定の意義と課題」は、公契約が成り立つ前提としての法体系や契約市場について整理した上で、公契約条例の広がり背景と世田谷区を事例とした運動の到達点と課題について論じている。

原田晃樹「自治体公共調達の日英比較——ガバナンス論からの示唆」は、ガバナンス論という枠組みから英国自治体の公共調達の実態を捉え、制度の変遷を綿密に整理した上で、社会的価値が反映されるしくみと課題について明らかにしている。また、日英比較の観点から、日本の自治体公共調達の特徴と問題点を指摘している。

以上の論考を通じて、公契約条例制定という具体的な取り組みの背景には、より広範な経済的政治的課題が存在しており、今日の財政危機の下で経済性の原理のみではない取り組みが要請されていること、その中でメタガバナンスの役割や関連する様々な政策との連携、多様な主体の関与、社会的価値の定義や評価基準の確立などが求められていることが明らかとなっている。日本においても、公契約条例制定は入札制度や産業政策の改善と併せて取り組まれる必要があること、政府と自治体の調整機能に加え、業界団体や労働組合などの下からの取り組みが実効性において欠かせないことなど、様々な示唆が提示されている。本特集を通じて、公契約をめぐる関心が深まり、調査研究および実践面での取り組みが一層進展することを期待したい。

(えら・さとみ 法政大学社会学部准教授)